

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、そ
の翌日、そ
の翌日、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
解除予定の保安林(二件)
土地改良事業計画の適否の決定(五件)
土地改良法による換地計画の適否の決定
土地収用法による事業の認定
- ◆ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告
- ◆ 公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第百五十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
宮 岡 千 恵	鳥国業第三六八号	昭和五十三年二月六日

鳥取県告示第百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字岩戸字瀧ノ上四八八(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町栃原字丸林一九一の五、一九七の三から一九七の五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第百五十六号

昭和五十三年一月十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（五反田地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十七号

昭和五十三年一月十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（広岡地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十八号

昭和五十三年一月十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(吉岡温泉町地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十九号

昭和五十三年一月十三日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(倭文地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

昭和五十三年一月二十五日付けで気高町から申請のあつた土地改良(下光元地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

昭和五十三年一月二十一日付けで鳥取市から申請のあつた津ノ井地区生山区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立米里児童館及び公民館新築工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市古郡家字湯ノ口地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

鳥取市選挙管理委員会、國府町選挙管理委員会及び名和町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称 所在地

鳥取市解放センター 鳥取市幸町一五一番地

麻生集会所 國府町大字町屋五二二一

押平隣保館 名和町大字押平八四番地一〇

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

昭和五十三年二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第二号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十一条関係）

遊技の料金並びに賞品の最高額、種類及びその提供方法

遊技の種類	遊技の料金	賞品の最高額	賞品の種類	賞品の提供方法
まあじやん	一人一時間につき 百円以下	/	/	/
ばちんこ及びバス マートボール	玉一個につき 四円以下	/	/	/
射 的	玉一個につき 十五円以下	/	たばこ、菓子類 （包装したもの に限る。以下同 じ）、かん詰、 びん詰類（酒類	1 営業所内で 賞品を提供す ること。 2 客の求める 賞品を提供す
じゃん球、アレ ランジボール及び ラッキーボール	メダル一個につき 五十円以下	賞品一個につ き 千五百円		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

附 則
この規則は、昭和五十三年三月一日から施行する。

スキルボール及 びパンロンド	メダル一個につき 十円以下	を 除 く 。、 日 る こ と 。
オリンピア	メダル六個につき 五十円以下	
その他の遊技	一回につき 五十円以下	用 品 、 織 維 製 品 類
	賞品一個につき 三百円	
	たばこ、菓子類	